

やまぐち I o T ・ ロボット技術研究会会則

(名 称)

第1条 本会は「やまぐち I o T ・ ロボット技術研究会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、企業、大学、産業支援機関、金融機関等が連携したネットワークを形成するとともに、ネットワークを通じて、情報交換等の場の創出、産学公金連携による I o T やロボット技術を活用した新たな技術開発や新製品・システムの創出を支援し、県内産業の育成と集積の加速化を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の交流、情報交換、連携の場の創出
- (2) I o T、ロボット技術等の動向等に関する情報収集及び提供
- (3) I o T、ロボット技術等を活用した企業間連携、産学公金連携による新製品・システムの開発等
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 会員は、本会の目的に賛同する次の会員をもって構成する。

- (1) I o T 活用やロボット関連技術の活用に関心のある企業
 - (2) 大学・高専、産業支援機関、金融機関、行政機関等
- 2 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を事務局に提出するものとする。
 - 3 会員は、別に定める退会届を事務局に提出して退会することができる。
 - 4 会費は無料とする。

(座長の職務)

第5条 座長は、本会を代表し、会務を総括する。

(ワーキンググループ)

第6条 本会は、第2条の目的を達成するため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループに関する必要な事項は、座長が別に定める。

(事務局)

第7条 本会の事務局は山口大学産学公連携センター及び産学連携課に置く。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年2月10日から施行する。